

仙台産農産物活用による土産品等開発・掘り起こし業務委託仕様書

1 適用範囲

本業務は、仙台市契約規則、契約約款及び本仕様書に基づき行うもの。

2 業務名

仙台産農産物活用による土産品等開発・掘り起こし業務委託

3 業務場所

発注者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 業務内容

(1) 業務目的

仙台市（以下「本市」という。）では、農産物の販路拡大を通じて、地場産品の魅力発信を図り、地域経済の好循環を生み出すことを目指している。新たに土産品等（ふるさと納税返礼品を含む。以下「土産品等」という。）となる仙台産農産物及び農産加工品（以下「農産品」という。）の掘り起こし、農業者への収益向上の助言（ふるさと納税返礼品登録制度の活用を含む）、商品ブラッシュアップを民間事業者に委託することにより、民間事業者が持つノウハウを活用し、魅力ある土産品等の発掘と農業者の収益向上を図る。

(2) 業務概要

- ア 農産品を活用した、土産品等の発掘及びPRに関する業務
- イ ふるさと納税返礼品取扱事業者及び農業者（以下「農業者等」という。）、登録希望農業者等への対応
- ウ 農業者等向けセミナーの開催
- エ 土産品等開発を通じた農業振興・地域経済発展につながる提案

(3) 業務の仕様

- ア 農産品を活用した、土産品等の発掘及びPRに関する業務
 - ・返礼品の発掘について
 - 本市が提供する情報、受託者が独自に入手した情報等をもとに、総務省の定める「地場産品基準」等に適合した農産品の返礼品選定や新規開拓を行うため、本市と

連携しながら、新たな返礼品等の募集、企画、提案を行うこと。返礼品登録希望事業者に向けて、本市と個別訪問への同行、電話及びメール等による説明・交渉を行うこと。受託者は、新たな返礼品提供協力事業者の商品を速やかにポータルサイトに掲載するよう、仙台ふるさと応援寄附関係業務受託者と密に連携し調整を図ること。

・返礼品の改良について

既存の返礼品については、返礼品取扱農業者等と調整のうえ、ポータルサイトに掲載する写真や品名、説明等を改良し、商品の魅力が伝わりやすいように工夫する。返礼品のページ作成、掲載情報の更新、修正、充実等の管理運営について適切な助言を行うこと。その際、写真の撮影・加工（文字入れ等）、インターネット上での見せ方の改善、返礼品の紹介文作成、リーフレットの作成、SNS活用など、寄附者に対し効果的にPRできるよう内容を充実させること。また、必要に応じて、分量の変更や梱包・包装についての助言を行う。

・返礼品のPRについて

本市の地産地消情報発信事業「とれたて仙台」とも連携しながら、本市農産物及び農産加工品の魅力を広く情報発信し、認知度を向上させるとともに、返礼品等の効果的なPRに努め、より多くの寄附者・消費者に訴求を図る。

イ ふるさと納税返礼品取扱農業者等、登録希望農業者等への対応

既存の返礼品取扱農業者等から相談があった場合及び返礼品の提供を希望する農業者等から登録希望の申出や相談があった場合、農業者等自らによる返礼品の魅力発信、商品開発などに必要な情報の提供及び支援を行う。必要に応じ事業者には「仙台市6次産業化等チャレンジ支援事業」の活用も提案すること。

ウ 農業者等向けセミナーの開催

市内農業者及び市内産農産加工品取扱事業者等を対象に、ECサイト活用及びふるさと納税返礼品登録に関するセミナーを開催し、新規返礼品提供事業者の開拓や既存の返礼品提供事業者に対する返礼品の企画・開発支援を行うこと。内容及び回数については、本市と協議のうえ、決定する。

エ 土産品等開発を通じた農業振興・地域経済の発展につながる提案

本市が提供する情報、受託者が独自に入手した情報等をもとに、市内の生産者と事業者のマッチングを図り、地場産業の活性化を促進する返礼品の企画提案を行う。生産者・返礼品取扱事業者に対し、返礼品の提供以外の販路について提案を行い、地域経済の好循環を図る。

(4) 業務の前提条件

仙台ふるさと応援寄附関係業務受託者と連携調整を図りながら、事業を遂行すること。

6 実施計画書等の提出

業務委託契約締結後、速やかに業務着手届、実施事業計画書（業務概要、工程表、実施体制など）を提出すること。

調査、打合せ等を行ったときは、その内容を打合せ記録簿(A4判)に記録し、速やかに委託者に提出すること。

7 成果品の提出

業務完了にあたり、次に掲げる資料を提出すること。

- (1)実績報告書その他業務に伴う関連資料一式（A4版2部及びデータ）
- (2)業務完了届

8 検査

受注者は、本業務完了後、遅延なく発注者に対して業務完了届を提出すること。発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の検査または成果物の検査をするものとする。

9 業務委託料の支払い

受注者は、前条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。発注者は、受注者から請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

10 履行上の管理・注意事項等

- ・本業務は、仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則47号)に基づく契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- ・受託者は、業務履行体制の変更をするとき及び業務履行に際して事故が発生したとき、市から届出又は報告を求められたときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。
- ・本事業実施の過程で作成される紙媒体及び電子データ等の成果物に係る著作権については、仙台市に帰属するものとし、受託者は、第6項に定める成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。受託者が第6項の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止する。
- ・本市は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、受注

者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができない。

- ・受注者は、本市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- ・その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定すること。
- ・受注者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- ・受注者は、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。なお、再委託した場合においても適用し、受注者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

11 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適宜実施すること。
- ・受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、アイデア等があるときは積極的にこれを提案すること。
- ・受託者は業務の実施にあたり、地域関係者や関係機関等と協議を行い、連携を図ること。